

農業関係町補助金のお知らせ

問 申 産業建設課 産業係 ⑩番窓口 TEL **64-1124**

湯浅町が実施している農業に関する補助金の一部をご紹介します。詳細は、産業建設課までお問い合わせください。

●農業経営支援事業補助金

モノラックのレール（本機を除く資材費用として）上限 15 万円（4分の1補助）

クローラー運搬車（購入費用として）上限 10 万円（4分の1補助）

農作業の省力化・軽減するためにモノラックのレール整備費用、クローラー運搬車の購入費用に対して一部補助します。

条件

- 湯浅町内の認定農業者の方
- 国や県、その他同様の補助事業を受ける場合は対象外
- モノラックのレール整備は湯浅町内の農地が対象
- クローラー運搬車は1農家1機で申請は年1回限り

●耕作放棄地再生事業補助金

上限 75 万円(1aあたり 15,000 円)

担い手への農地集約を促し、耕作放棄地の解消・発生防止のため、耕作放棄地を再整備する農家に対して一部補助します。

条件

- 湯浅町内の耕作放棄地で1年以上耕作されておらず、草刈り等の管理ができていない農地
- 湯浅町内の農業者で貸借・売買の農業委員会手続きが完了している方

国民年金保険料の納付が困難なときは

問 日本年金機構 和歌山西年金事務所 TEL **073-447-1660**

健康推進課 国保年金係 ⑦⑧番窓口 TEL **65-3008**

経済的な理由などで納付が困難な場合、申請し承認されると免除または猶予される制度があります。この制度を利用することにより、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などによる障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

失業特例制度

免除する年度または前年度に退職した場合、免除判定に使用する所得を「0」とする特例です。

※世帯員に収入があると非該当になる場合があります。

○必要なもの…①年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかるもの（いずれか）

②雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

継続申請

失業特例制度を利用せず全額免除が承認される場合、翌年度以降の申請を自動継続することができます。

(50歳未満は納付猶予含む)

一部免除が承認される方

一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）は、免除されていない残りの部分を納付しなかった場合未納となりますので、免除承認後に送付される納付書で納付ください。

○必要なもの…年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーのわかるもの（いずれか）